

第28回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月20日（月）午後1時30分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について
 - (2) 報告第2号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXの設立に関する追加報告について
 - (3) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
 - (4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第4号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	4番 阿見 芳
5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之	7番 植竹 裕子
8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一	10番 荒井 一夫
11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広	14番 古沢 成子
15番 屋代 幸子	16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝
- 6 欠席委員 3番 秋本 則夫 13番 鈴木 賢一
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 5名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（2番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は15名であり、定足数を満たしております。ただいまから第28回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

■■■■■を設立したという次第です。■■■■■は農地を買い取り、そこで営農収益を上げる単独の法人ですが、機械作業など基幹的な作業については、■■■■■に全て委託するそうです。このビジネスモデルについては、農林水産省からの指導により進めてきたものであるということで、本日確認いたしました。県内では既に■■■■■、■■■■■での農地の売買の実績があります。なお、■■■■■の議決権を有する■■■■■の株式の100%を有しているものは、■■■■■代表本人であり、3つの法人の代表でもあることから、会社の経営において農業者以外の者から支配を受けることはないという報告を受けました。

それでは総会資料をご覧ください。資料5ページになります。■■■■■代表の農業への従事日数は、それぞれ■■■■■150日、■■■■■150日の見込みとなっております。そして、農作業への従事日数はそれぞれ65日ということで変更しております。6ページの大きい4番の重要な使用人についてですが、この■■■■■氏という方は、■■■■■を中心とした県北エリアを担当している従業員です。記載はありませんが、■■■■■氏という方もおまして、それ以外の全般の土地を掌握する計画となっております。■■■■■への圃場責任者は■■■■■代表であり、全責任を負うということとなっております。資料にはございませんが、この■■■■■という会社では、既に200以上の圃場を経営管理しており、そのうち120圃場、面積にして40ヘクタールについて、有機JAS認証取得済みとなっております。営農型で特に米、麦、大豆に特化しており、必要な機材人材とも整備済みであるということでした。

一つ前のページの売上高をご覧ください。売上高については、県内を中心として耕作面積を拡大していくという計画であり、それに伴い売上高の増加を見込んでいたということでありました。■■■■■代表は、■■■■■、そして■■■■■共に営農指導を行っており、自らも圃場に立っているとのことでありました。アグリノートといったアプリケーションを用いて圃場を管理しており、ラインを用いて二つの会社についての営農指導をそれぞれ行っているということでありました。労働力につきましては、常時従事者1名、臨時従事者3名であり、作付面積の増加に伴い随時増員していくというものだそうです。■■■■■におきましては、外国人労働力を活用し、更にこの人数を増員していけるパイプラインがあるとのことでありました。これらのことから、■■■■■は、農地所有適格法人としての4要件を全て満たしており、農地の権利を取得することについては問題がないものと考えられます。説明は

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。前回の総会の説明と今日説明を受けました内容について検討しますと、どうもわからない点がありまして、これはどこが本部になるのかわかりませんが、これは大田原市農業委員会だけの申請ではなくて、該当する各市町の関係の農業委員会についても、申請がされるということでしょうか？

事務局 各市町について、今後随時申請されていくということで計画をしているようでございます。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 ということでありまして、これは基本的に営農型太陽光の事業を進めていくというのが大きな経営の内容になっている感じがしまして、例えばこの水稻とか麦とか大豆とかという部分での面積からして、本当にこれだけの収入がこれから得られるのかという疑問もありまして。そしてその営農型の太陽光発電によつての事業を進めるというのが、主体的ではないかという感じがいたしますが、その辺はどうでしょうか。

事務局 パネルの下で生産される農作物の収入につきましては、今後出てくるであろうその農地法5条の権利設定の際に、毎年収入の報告がなされるという手続きとなっております。ですので、どの位の収入があるのか、収穫があるのか、その報告内容を基に判断して審査していくという流れとなっておりますので、引き続き経過観察と言いますか、この法人については見ていくようになってくると思います。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 わかりました。今後注視していきたいと思えます。

議長（荒井 一夫） その他はございますか。

<相馬 和恵委員挙手>

相馬 和恵委員 11番相馬です。通作計画で一番下のところに、圃場に行く日数は1圃場あたり年間延べ14日前後とありますが、うちも麦を作っているの、ちゃんと出来るのかという点で疑問に思いました。その辺を少し確認してください。

事務局 〇〇〇〇の方には、本当に管理できるのか、もし管理ができなくて草が生えてしまった時には、随時注意をしていくということでお話していきたいと思えます。

議長（荒井 一夫） 私の方からも少し加えさせていただきます。この会社の案件につきましては、〇〇〇〇が付いた形で進めているのが実態です。県の農

業会議の方でも、疑問を持ちながら、そして現地調査もしながら対応しています。計画書で、実態としての内容には不備がないと今日確認できたということで、国の農水省の指導を受けながらやっているとのことですが、実態としては本当に心配する部分が多いように思います。今後注視していくということ以外にはなかなか難しいということになりますから、今出たような意見も踏まえながら、県の農業会議の方にはそれなりにいろいろ心配をしながらも採決はいたしましたと報告したいと思います。いかに国の農水省の指導を受けているといえども、何か地域の実態に合わないような気がしておりますが、採決してきちんと答えを出さなければならないということもありますので、皆さんからもう少し何かご意見等がありましたらお聞きしたいと思います。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 採決するのは結構だと思いますが、万が一、違反および計画と違っていたら取り消すということは可能なのですか。

事務局 許可の取り消しというのは、手続きとしてはあると思うのですが、ただ所有権が戻るのかどうかは確認させていただければと思います。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 取り消しが出来るのであれば、農地の所有権どうこうではないと思います、出来るのであればいいけれども。親会社の■■■■も最初は本拠地の所在が郡山とか言っていたのが、今回、小滝と金丸地内を買う時にはいきなり栃木に変わっていた。先方にすれば、郡山に本店のあるときの売買契約みたいな形になっていると思いますが、なんか転々としている。説明に来た部長自らがほとんど仕切っていたみたいで、凄い迫力と態度で、目の前にまで顔を近づけてアンケートを強要しましたから。確認しますが、法律的にはできるのですね。所有権は別に構いません、所有権は戻るも戻らないも、ダメな時には国に帰属させればいいのですから。それだけ確認したいと思います。

事務局 許可の取り消しという手続きはあるかと思います。ただ、その所有権がどうなるかというところは確認が必要ですので、次回の総会の時にお話ししたいと思います。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 来月までに報告ということは保留ってことですよね、わからないのであれば。報告ですからここで採決というのはないでしょうけど。

<相馬 和恵委員挙手>

相馬 和恵委員 もう一点だけ、提出された書類の中で9ページの確認事項の回答のところに、予定していた水稻や麦の作付時期に間に合わなかった場合、耕作を行わない期間をなくすため適宜大豆を作付するためです、とありま

越沼 良委員 農水省の指導を受けているという話がありましたけれども、農業政策自体が今後大きく変わる可能性もありますので、そういったところを注視しながら見極めたいということも含めて、保留でいいというふうに私は考えます。

議長 (荒井 一夫) 私も疑問に思っているのは、一つの法人があえてなぜ貸借する会社と買う専門の会社に分ける必要があるのかと思ったんです。ところがその内容については、農水省の指導を受けてこうやったということですから。我々としては、そこまでの内容をきちんと農水省が指導しているのであれば言い方も違ってくとも思いますが、ただ農水省の方に確認を取った訳ではない。今日の話ではそのようなことであったということです。そういったことも踏まえながらどうでしょうか。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 ですから、農水省のどの部署のどの課が対応したのか、担当官までは聞かなくてもいいだろうとは思いますが。

事務局 どこかはわかっているそうです、電話番号も。ただ2年前の話なものですから担当官までは。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 最終的に農水省に確認が取れるのなら。2年前だから担当官がないからわかりませんという話にもよくなりますが、何か文書が残っていれば、相談していたのかしていなかったかもわかるかもしれないので、その点も確かめていただきたい。

事務局 今日午前中いろいろお話は聞きましたけれども、私としては農業やっているというふうに聞いた中では判断しております。有機農業、有機米も今は120町歩くらい県内県外も含めてやっている。大田原まで■■■■なり■■■■から来れば1時間ですが、1時間なんか全然来ます、というような話がありました。あともう一点、保留というような今お話をされておりますけれども、私どもも一通り聞いてのお話をさせていただいているので、どこをどういう理由で保留なのかというのを明確にさせていただければ、私どももそこを改善してくださいとか、そこを教えていただきたいというのは言えます。国の方に確認はしておりませんが、もう国の方にも全て確認をしている、農地所有適格法人であるとなると、それを突っぱねるだけの正当な理由がないと、事務局としても正直説明がつかないということで申し上げさせていただきます。適格化法人としてここが適格ではないのではないか、というところを何点か具体的に挙げさせていただいてのやり取りというのはありますけれども、ただ何回も申し上げておりますとおり、適格化法人の要件はもう現段階で満たしておりますので、何を根拠に突っぱねる、1ヶ月保留にするかというような、明確な理由、ただイメージとか

信用できないとかというのであれば、正直私どもも説明が難しいです。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局でも今日聞いたということですから、我々は今日聞いた中で、今すぐ国の方の確認も取れてない、今日の時点ではそういう点で保留にしたというその一点だと思えます。ただ、1ヶ月ある中で追加の説明がなぜ今日だったのか、今日の午前中に来て話しをして、事務局はある程度理解できたと思っても委員の皆さんは理解できないですよ。どうでしょうか、保留というご意見が多いように見受けられますが。1ヶ月前からのものが今日の説明だったということで、国に確認は取れていない、我々はそこも含めたうえで判断したいというような、採決として保留という場合は、内容がやはりしっかりと確認できていないということで、そのあたりが保留の理由になるかと思うのですが。何かもっと理由はありますか。

議長 (荒井 一夫) ないようですので、お諮りいたします。ただ今のこの案件につきまして、いろいろ説明を受けて内容等について理解はしていますが、保留という声が多い。その理由として、現時点でしっかりと確認ができていないといった一点に絞られるかと思えますが、そういうことでよろしいでしょうか。保留ということで賛成の方は起立を願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

確認を取るということも踏まえて、今日の今日では確認する時間がない中で保留になった、というように伝えていただきたいと思えます。

次に、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 11～41ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。本件は、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

まず、資料16ページ、所有権移転、機構・受け手間契約の申請番号10-5、資料21ページから22ページ、賃貸借権設定、一括契約の申請番号10-9、10-10、資料34ページ、申請番号10-36について、9番郡司委員が議事参与に該当いたします。郡司委員は退室願います。

<郡司 裕一委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

所有権移転、機構・受け手間契約の申請番号10-5、賃貸借権設定、一括契約の申請番号10-9、10-10、10-36について、原案の

とおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり承認することといたします。審議終了により9番郡司委員の入室を認めます。

<郡司 裕一委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、資料19ページ、貸借権設定、一括契約の申請番号10-5、10-6について、12番岩城委員が議事参与に該当いたします。岩城委員は退室願います。

<岩城 善広委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

貸借権設定、一括契約の申請番号10-5、10-6について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり承認することといたします。審議終了により12番岩城委員の入室を認めます。

<岩城 善広委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、資料23ページ、貸借権設定、一括契約の申請番号10-12について、5番助川委員が議事参与に該当いたします。助川委員は退室願います。

<助川 悦夫委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

貸借権設定、一括契約の申請番号10-12について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり承認することといたします。審議終了により5番助川委員の入室を認めます。

<助川 悦夫委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、資料30ページから31ページ、貸借権設定、一括契約の申請番号10-26、10-27、10-28について、7番植竹委員が議事参与に該当いたします。植竹委員は退室願います。

<植竹 裕子委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

貸借権設定、一括契約の申請番号10-26、10-27、10-28
について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり承認することといたします。審議終了により7番植竹委員の入室を認めます。

<植竹 裕子委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。所有権移転の関係ですけども、例えば10-1を見ていただきたいと思いますが、現況が畑で5, 254㎡を農業公社が譲り受けて、それを■■■■に10a当り772, 745円で売却をいたします。それを元に、というのは言い方が違うかもしれませんが、■■■■氏から22, 787㎡が■■■■氏に受け渡されるわけですが、その5, 254㎡の400万円を元にして、■■■■氏が22, 787㎡を購入するというので、■■■■にかなり極めて高い金額で売りながら、400万円という金額を元に面積を増やすという、そういった土地を言ってみれば土地を転がしていくというようなものが見てとれるということで、そういった部分でこれはどうなのか、例えば■■■■でそれが知ったときにどうなのかというような疑問がありました。その辺はどうなのでしょう。

事務局 申し訳ありませんが、農業公社に確認してみたいと思います。公社の方に担当がいるかどうかにはなりますが。

議 長 (荒井 一夫) それでは、確認ができるまでの間、暫時休憩といたします。

午後2時37分 暫時休憩

午後2時53分 再開

議 長 (荒井 一夫) ただ今から議事を再開いたします。

事務局から説明を願います。

事務局 ただ今確認をしてきたのですが、農業公社の担当者が不在でしたので、所有者・機構間の10-1、10-3、10-4、機構・受け手間の10-1、10-3、10-4につきましては保留とさせていただきたいと思います。

議 長 (荒井 一夫) その他、質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

所有者・機構間の10-1、10-3、10-4、機構・受け手間の10-1、10-3、10-4につきましては保留とし、それ以外は原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、所有者・機構間の10-1、10-3、10-4、機構・受け手間の10-1、10-3、10-4につきましては保留とし、それ以外は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は19件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 42~46、49 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。古沢委員。

現地調査担当委員(古沢 成子) 議案第2号、農地法第3条許可申請について報告いたします。令和7年10月17日、現地調査班第2班で確認いたしました。申請のあった19件については、担当推進委員および事務局からの報告により調査検討した結果、申請番号40番、41番、58番については、事務局において引き続き確認を求め、それ以外の16件については許可することに問題はないものと思われまます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりました。本件は、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

まず、資料46ページ、申請番号56について、9番郡司委員が議事参与に該当いたします。郡司委員は退室願います。

<郡司 裕一委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号56について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり承認することといたします。審議終了により9番郡司委員の入室を認めます。

<郡司 裕一委員入室>

議 長 （荒井 一夫） 続きまして、議案第2号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 5番助川です。44番の件について、ちょっと問題があるような件ですので、事務局から少し相談を受けたことがあるので、確認をお願いしたい。

十何年か前にちょっといろいろありまして、■■■■■■■■■■の方で負債の件だか何かで押さえた覚えがあるんですが、もう時効になるのか何だか知らないですけども、今回上がってきまして確認します。

事務局 今回の■■■■■■■■■■氏は、現在那須塩原市にお住まいの方なんですが、その父親である■■■■■■■■■■氏が■■■■■■■■■■の方に借金がありまして、その借金を相殺するために、このたび■■■■■■■■■■の社長である■■■■■■■■■■氏の方から、今回この申請の内容ということでお預かりをした次第でございます。ただ、■■■■■■■■■■は法人ではありますが、農地所有適格化法人にはなっておりませんので、今回は■■■■■■■■■■氏自身が農地を保有している農業者であるといった点から、■■■■■■■■■■氏個人の名前で申請が上がってきたというところかと考えられます。

実際の農地の管理につきましては、■■■■■■■■■■氏の方からは■■■■■■■■■■の方で管理しているという話だけ聞いていたんですが、実際のところについて助川委員の方にご相談をさせていただいた次第でございます。事の経緯につきましては以上となっております。

議 長 （荒井 一夫） ただいまのような説明ですが、こちらがどのように解釈することになるか、と思います。皆様のご意見等がございましたらお願いいたします。

会社ではなくて個人が買うということなんですよ。

事務局 個人です。買うというか相殺するというものになっております。

議 長 （荒井 一夫） その他、質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<委員13名起立>

議 長 （荒井 一夫） 賛成多数と認めます。

議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 47～48 ページ、別冊資料説明 3～16 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。古沢委員。

現地調査担当委員(古沢 成子) 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、全7件についてご報告いたします。10月17日、現地調査班第2班で現地を確認して参りました。

1件目は中田原地内の申請番号16番です。転用の目的は、JA那須野サービスオートバル大田原の従業員来客用等の店舗用の駐車場にするためです。現地の状況は、土地改良区の地区除外申請がされています。草刈り等農地として適正に管理されておりました。周囲を土手で築いて砂利敷き、雨水は敷地内浸透処理で、給排水管は使用しないという計画になっており、周辺農地への影響はないものと思われます。転用計画に問題はないものと確認いたしました。

2件目、市野沢地内の申請番号25番です。転用目的は、作業場を建築するためです。建築業20年で作業場が必要になったということです。現地は適正に管理されておりました。砂利敷きで給水排水は使用しないとのことです。周辺農地への影響はないものと思われます。転用計画に問題はないものと確認いたしました。

3件目、薄葉地内の申請番号26番です。転用目的は、宗岡学園の1歳児クラスの園舎増設と職員の駐車場の増設です。増設して敷地の一体化により、入口を広くできるようです。現地はL型擁壁で囲む計画になっており、周辺農地への影響はないものと思われます。転用計画に問題はないと確認いたしました。

4件目、須佐木地内の申請番号27番です。転用目的は、製材業の材木を工場に搬入するための丸太の貯木地が一時的に必要なための一時転用です。農地として適正に管理されておりました。周りに鉄板を敷き、土盛り等の整地はしないようです。雑排水は生じなく雨水は敷地内浸透です。周辺農地への影響はないものと思われます。転用計画に問題はないものと確認いたしました。

5件目、若草1丁目地内の申請番号28番です。転用目的は、一般個人住宅の建築です。孫の家族がアパートでは手狭になり、住宅を建築することです。既存の宅地と畑の一部を転用する計画で、残りの土地は畑として利用するようです。給排水は母屋の配管から接続し、下水も母屋と接続する予定です。転用計画に問題はないものと確認いたしました。

6件目、美原3丁目地内の申請番号29番です。転用目的は、集合住宅建築のためです。現地の状況は周りのアパートに囲まれており、農地としての活用が難しいということで、アパートを建築するという考えのようで

す。敷地として草刈りなど適正に管理されておりました。コンクリートブロックを設置して、雨水流入被害がないようにする計画です。給排水は市の上下水道を設置する計画となっており、周囲に影響ないものと思われます。転用計画に問題はないものと思われます。

7件目、実取地内の申請番号30です。転用目的は、櫻護謨株式会社の工場敷地拡張です。出荷の際の検査場と製品の一時置き場として使用する計画になっています。現地は草刈り等適正に管理されておりました。給雑排水の計画はなし、雨水敷地内浸透槽を設置する予定という計画です。L型擁壁を設置し、日照通風に影響しないような模様で、周辺農地への影響はないものと思われます。転用計画に問題はないものと思われます。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 2番越沼です。申請番号29番ですけど、これは北側が先月か先々月に転用申請が上がったところの接続地で間違いないでしょうか。そうしますと、これは一体の開発とかにならないのか、そのあたりの確認をお願いします。

事務局 隣接地にあたりまして、先ほど一体開発になってしまうのではないかとこのご質問だったかと思いますが、都市計画課の方でその一体性につきましては判断しているものと考えておりまして、そちらからは特段一体開発という連絡は来ていないものですから、その旨回答させていただきます。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 今回の対応については、法令上特に問題ないということで解釈してよろしいでしょうか？

事務局 今回の案件につきましては、面積も999㎡ということで、大田原市土地開発指導要綱の1,000㎡以上には当たらないものですから、これが単独の申請という形で取り扱われるものかとか解釈されます。

議長 (荒井 一夫) 他に質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案の通り許可することに賛成の方は起立をお願いいたします。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号につきましては、原案の通り許可することといたします。

次に、議案第4号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について」を上程します。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <追加配布資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 12番岩城です。第4のところですが、女性農業委員登用の強化とありますが、農地利用最適化推進委員もあるので、沖縄の時だったか指摘されていましたが、農地利用最適化推進委員に女性はいないのかというような指摘があったので、そこも含めた方がいいのではないかと思います。以上です。

事務局 もし委員さん方から、推進委員も含めた意見書にした方がいいということでご了解いただければ、推進委員も含めた内容に修正させていただきたいと思います。

議 長 (荒井 一夫) それでは推進委員も含めて、女性委員登用の強化ということで項目を加えていただければと思いますのでお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、ご提案のとおり1か所追加修正をしたうえで、原案のとおり提出することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

事務局 先ほど農林水産省の方に確認しているのかどうかというのを問い合わせてきたところです。

関東農政局の農地政策推進課の■■■■さんに対応していただきまして、過去にそういった相談の記録は無いというふうに言われました。ただ、その書面なのか、口頭なのか、そのレベルによってもどのレベルの相談だったのかということで逆に質問を受けてしまったような状況です。農地所有適格化法人を判断する上では、4要件を確認した上で適宜判断してほしいということで最終的にはアドバイスをいただいたところでございます。

議 長 (荒井 一夫) わかりました。今の説明を元にそれぞれによく整理していただいて、次の総会ではしっかりと決議をするということで締めたいと思います。本日はもう採決済みの状況ですので、このままにしておきたいと思います。

議 長 （荒井 一夫） その他意見がないようなので、以上で第28回農業委員会
総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時18分 閉会